

香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画〔第3次計画→第4次計画〕施策体系対応表

第3次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画の体系

【基本方針】	【重点目標】	【今後の方策】
1 配偶者からの暴力を許さない社会づくり	(1) 広報・啓発活動、教育の推進	① 県民への広報、啓発活動の充実 ② 学校等での教育啓発 ③ 市町による広報、啓発活動の推進
	(2) 被害者の早期発見と通報体制の充実	① 医療関係者等の理解の促進 ② 民生委員・児童委員等への働きかけ ③ 児童及び高齢者虐待相談窓口との連携強化
2 いつでも誰でも安心して相談できる体制づくり	(3) 配偶者暴力相談支援センターの充実	① 相談体制の強化 ② 相談員等の資質向上と精神的ケアの充実 ③ 市町等相談窓口への支援体制の強化
	(4) 相談窓口の充実と関係機関の連携強化	① 相談体制の充実 ② 相談員等の資質向上 ③ 関係機関の連携強化
	(5) 外国人、障害者、高齢者への配慮	① 多言語や点字等による情報提供 ② 外国人が相談しやすい体制づくり ③ 障害者が相談しやすい体制づくり ④ 高齢者が相談しやすい体制づくり
3 安心・安全な保護を受けられる体制づくり	(6) 被害者の緊急保護体制の充実と関係機関の連携強化	① 安全な避難のための関係機関の連携強化 ② 医療機関への対応 ③ 広域連携による保護の実施
	(7) 一時保護所、婦人保護施設の機能の充実	① きめ細かな配慮の徹底 ② 職員の資質向上と精神的ケアの充実 ③ 関係機関との連携強化 ④ 一時保護委託施設等の確保
4 被害者の自立を支える体制づくり	(8) 被害者の自立を支援する環境整備	① 適切な情報提供と支援 ② 自立のための心理的ケアの充実 ③ 住宅の確保に向けた支援 ④ 就業への支援 ⑤ 生活への支援 ⑥ 保護命令制度に関する情報提供 ⑦ 保護命令の通知を受けた場合の対応
	(9) 同伴児童に対するケアと支援	① 子どもに対する心理的ケアの充実 ② 子どもの保育、就学の保障
	(10) 民間団体との連携強化	① 民間団体との連携強化 ② 自助グループの育成
5 被害を繰り返さない仕組みづくり	(11) 被害者の苦情への適切な対応	① 各窓口における苦情処理体制の整備 ② 同様の苦情を繰り返さないための取組み
	(12) 加害者への適切な対応	① 加害者相談の体制整備 ② 加害者の更生への取組み ③ 加害者への厳正な対処

第4次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画の体系（案）

【基本方針】	【重点目標】	【今後の方策】
1 配偶者からの暴力を許さない社会づくり	(1) 広報・啓発活動、教育の推進	① 県民への広報、啓発活動の充実 ② 学校等での教育啓発 ③ 市町による広報、啓発活動の推進
	(2) 被害者の早期発見と通報体制の充実	① 医療関係者等の理解の促進 ② 民生委員・児童委員等への働きかけ ③ 児童及び高齢者虐待相談窓口との連携強化
2 いつでも誰でも安心して相談できる体制づくり	(3) 配偶者暴力相談支援センターの充実	① 相談体制の強化 ② 相談員等の資質向上と精神的ケアの充実 ③ 市町等相談窓口への支援体制の強化
	(4) 相談窓口の充実と関係機関の連携強化	① 相談体制の充実 ② 相談員等の資質向上 ③ 関係機関の連携強化
	(5) 外国人、障害者、高齢者への配慮	① 多言語や点字等による情報提供 ② 外国人が相談しやすい体制づくり ③ 障害者が相談しやすい体制づくり ④ 高齢者が相談しやすい体制づくり
3 安心・安全な保護を受けられる体制づくり	(6) 被害者の緊急保護体制の充実と関係機関の連携強化	① 安全な避難のための関係機関の連携強化 ② 医療機関への対応 ③ 広域連携による保護の実施
	(7) 一時保護所、婦人保護施設の機能の充実	① きめ細かな配慮の徹底 ② 職員の資質向上と精神的ケアの充実 ③ 関係機関との連携強化 ④ 一時保護委託施設等の確保及び支援の充実
4 被害者の自立を支える体制づくり	(8) 被害者の自立を支援する環境整備	① 適切な情報提供と支援 ② 自立のための心理的ケアの充実 ③ 住宅の確保に向けた支援 ④ 就業への支援 ⑤ 生活への支援 ⑥ 保護命令制度に関する情報提供 ⑦ 保護命令の通知を受けた場合の対応
	(9) 同伴児童に対する 支援の充実	① 子どもに対する心理的ケアの充実 ② 子どもの保育、 教育 の保障
	(10) 民間団体との連携強化と 支援	① 民間団体との連携強化 ② 民間団体への支援
5 被害を繰り返さない仕組みづくり	(11) 被害者の苦情への適切な対応	① 各窓口における苦情処理体制の整備 ② 同様の苦情を繰り返さないための取組み
	(12) 加害者への適切な対応	① 加害者相談の体制整備 ② 加害者の更生への取組み ③ 加害者への厳正な対処